証券コード 3646
平成29年６月12日

株 主 各 位

東京都港区西麻布四丁目16番13号
株 式 会 社 駅 探
代表取締役社長 中 村 太 郎

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後６時必着として、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

１．日　　時　平成29年６月27日（火曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　４階　「プリマヴェーラⅡ」

３．目的事項

報告事項　第15期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ekitan.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当事業年度における業績は、売上高は2,911,048千円（前期比0.3％減）、営業利益は621,532千円（前期比23.5％増）、経常利益は620,487千円（前期比23.6％増）、当期純利益は418,127千円（前期比32.0％増）となりました。

当社の主力事業である乗換案内サービスは、公共交通機関による人々の移動をサポートする生活情報系サービスとして、世の中に広く定着しております。一方で、個人及び法人ユーザーのニーズの多様化や、スマートフォン・ファーストの環境変化を見極めつつ、事業領域の拡大や新たなビジネスモデルの確立を行うことが課題となっております。このような状況の下、当社は既存事業における収益性の改善を進めると同時に、新たな事業領域の開拓や更なる成長のための本格投資のために、新しい事業領域の調査や試行、新たなマーケティング手法の開拓を進めてまいりました。

当事業年度の売上高につきましては、ほぼ前年並みとなりました。

コンシューマ向け事業は、スマートフォン・ファーストのトレンドを受け、スマートフォンにおける売上全般が好調に推移し、有料会員サービスに加えスマートフォン向け広告が堅調に伸長したことにより、売上高が増加しました。一方、トラベル事業においては、旅行商品の供給状況やＰＣサイト閲覧数が低調であったこと等の影響により前期を下回りましたが、コンシューマ向け事業全体としては、売上高は増加しました。

法人向け事業は、既存取引先からの受注の安定確保及び取引深耕に加え、新規案件の獲得に向けた積極的な営業活動を展開しているものの、一部顧客との契約内容の見直し等の影響もあり、スポット案件の売上を計上した前期と比べ、売上高は減少しました。

利益につきましては、営業利益、経常利益、当期純利益とも、前事業年度と比べて増益となりました。利益率の高い有料会員サービスやスマートフォン向け広告の売上構成比の向上による粗利率の上昇のほか、サービス開発・運用の効率化に加え、事業環境や投資対象の見極めのために投資を翌期に先送りしたことが主な要因となっております。

なお、各セグメントの売上高及びセグメント利益は次のとおりであります。

コンシューマ向け事業の売上高は2,279,461千円（前期比2.0％増）、セグメント利益は687,444千円（前期比20.1％増）となりました。

法人向け事業の売上高は631,587千円（前期比8.1％減）、セグメント利益は226,820千円（前期比1.7％増）となりました。

⑵　設備投資等の状況

当事業年度におきましては、既存サービスにおけるサーバー増強等による工具、器具及び備品の購入により1,969千円の設備投資を行いました。

また、サービス利用目的ソフトウエアの開発により41,345千円の設備投資を行いました。

⑶　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑻ 対処すべき課題

当社は事業収益の拡大と強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に引き続き取り組んでまいります。

① 収益基盤の強化

当社の収益基盤の一つである乗換案内サービスは、サービスの成熟期を迎えコモディティ化が進展しておりますが、一方で、インバウンドや観光に関わる高付加価値なサービスへのニーズが高まっております。積極的かつ効率的な販促活動により有料会員の獲得に努めるとともに、このような顧客ニーズを的確に捉えることが必要となっており、収益基盤の強化に向けてサービスの深耕を行ってまいります。

また、法人市場におきましては、生産性向上や効率化のためのサービスが求められるようになってきております。大手ベンダーを通じて企業内の業務系システムに対して交通費精算等の機能提供を行っておりますが、さらに、業務効率化をテーマにした当社検索システムを活用した独自の新機能を開発し、事業展開を行ってまいります。

② 収益基盤の多様化

当社は、事業環境の変化を受けて、乗換案内サービスの月額課金ビジネス中心の事業構造からの転換を図っており、乗換案内サービスとの親和性の高い新たなサービスを創造することで収益基盤の多様化に努めております。

コンシューマ向けサービスとしては、乗換案内サービスを使って移動した先で様々な特典を利用できる会員制の優待割引サービスや、乗換案内との連携により最適なトラベルプランを提供するトラベル事業を展開しております。今後もユーザーのニーズの多様化へ対応していくとともに、トラベル事業ではサプライヤーを拡充し、高付加価値商品を含めた商品ラインナップの充実を図ってまいります。

③ 成長領域の開拓

当社の事業領域である移動サポートサービスにおいては、今後多様な移動手段が登場し、その組み合わせによる新たな移動スタイルが生まれてくるといわれており、さらに、高齢化が進む我が国においては、様々な生活シーンで新たな移動支援・生活支援が必要とされることも予測されます。これらに伴う移動サポートニーズの多様化・拡大を成長領域と捉え、システム開発投資により従来の公共交通の枠組みを超えた新領域に対応し、通信キャリアや大手プラットフォーマーへもサービス提供を行い、中長期的な売上拡大を目指してまいります。

また、法人向け事業においては、生産性向上や効率化のニーズを背景に成長が見込まれる業務システム分野の事業領域拡大を図ります。業務効率化のため機能をベンダーに提供するという従来の枠組みに加え、大手ベンダーとの提携により独自の製品を開発し、既存顧客への販売と新規顧客の開拓を進めることにより、法人向け事業においても成長領域の確立を図ってまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすとともに、企業価値の最大化を図るためには、各ステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明性が高く、公正かつ迅速で、果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレート・ガバナンス体制の構築と改善、強化が重要であると認識しております。業容拡大に伴う業務の増大に対応して、常に見直しを図り、内部統制の仕組みを改善し、全社への教育や啓蒙を行い、必要に応じて管理部門の人員を強化することで、より強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

⑤ 人材の育成

当社は、中長期の視点で企業価値の最大化を図るためには、会社を支える優秀な人材の育成こそが最も重要であると考えております。社員の役割に見合ったスキルの獲得のための教育研修の実施、また適正な評価がなされる企業風土の構築が必要であると認識しており、そのために階層別、職能別の研修を実施し、個々の総合的な能力を高め、結果として組織力を向上させることに努めてまいります。あわせて、各種制度の改善など社員がその能力を十分に発揮でき、モチベーションを高められる環境整備に取り組んでまいります。

⑼ 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第12期 (平成26年３月期)	第13期 (平成27年３月期)	第14期 (平成28年３月期)	第15期(当期) (平成29年３月期)
売上高（千円）	2,711,744	2,786,109	2,920,630	2,911,048
営業利益（千円）	478,010	444,346	503,195	621,532
経常利益（千円）	477,952	443,193	501,903	620,487
当期純利益（千円）	278,192	273,001	316,760	418,127
１株当たり当期純利益（円）	45.60	52.62	60.27	77.96
総資産（千円）	2,457,844	2,525,186	2,779,221	2,985,995
純資産（千円）	1,590,447	1,759,679	2,066,846	2,386,987
１株当たり純資産額（円）	306.53	339.15	385.51	443.84

（注）売上高には消費税等は含まれておりません。

⑽ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
株式会社Mocosuku	140,000千円	17.5%	医療・ヘルスケア関連情報サービスの提供

⑾　主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事業区分	事業内容
コンシューマ向け事業	個人向け及び携帯キャリア向け乗換案内サービスの提供、 会員優待サービスの提供、旅行商品販売等
法人向け事業	法人向け乗換案内ＡＳＰサービスの提供等

⑿　主要な営業所（平成29年３月31日現在）

本店　東京都港区西麻布四丁目16番13号

⒀　従業員の状況（平成29年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名	6名減	39.3歳	7.4年

（注）上記従業員数には臨時従業員（期間契約社員、派遣社員）22名は含んでおりません。

⒁　主要な借入先（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	120,000
株式会社みずほ銀行	40,000

⒂　その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　25,635,200株

⑵　発行済株式の総数　　5,378,084株　（自己株式1,510,716株を除く）

⑶　株主数　　3,637名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社ＣＥホールディングス	1,700,000	31.61
インクリメント・ピー株式会社	588,000	10.93
神原伸夫	564,000	10.49
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	370,400	6.89
株式会社ぐるなび	158,200	2.94
太田和幸	68,200	1.27
株式会社ＳＢＩ証券	57,600	1.07
松岡真二郎	52,300	0.97
楽天証券株式会社	51,500	0.96
松井榮藏	50,000	0.93

（注）１．当社は、自己株式を1,510,716株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑸　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年３月31日現在）

決議年月日	平成22年６月25日
保有者の区分及び人数	当社取締役２名
新株予約権の数	484個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	193,600株（注）１.
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使価額	550円 （注）１.
新株予約権の行使期間	平成24年６月26日から 平成32年６月24日まで
新株予約権の行使の条件	（注）２.

（注）１．平成22年11月５日付株式分割（１株につき100株の割合）及び平成23年９月１日付株式分割（１株につき４株の割合）による分割後の株式数及び行使価額に換算して記載しております。

２．①　新株予約権者は、行使時においても当社の取締役、監査役、又は従業員の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役を任期満了により退任、定年退職、その他正当な理由による退任、退職であるとして当社の取締役会がその権利行使を認めた場合はこの限りではありません。

②　新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとします。

③　その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

⑵　当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（平成29年３月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　太郎	内部監査室、社長室、コーポレート部、財務経理部管掌 株式会社ＣＥホールディングス　取締役 株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　代表取締役社長
常務取締役	大城　敦之	ＡＳＰ・ライセンスビジネス部管掌 兼 コンテンツビジネス部長
取締役	櫻井　浩司	システム運用部管掌 兼 エンジン・データ開発部長、オペレーションサポート部長
取締役	赤塚　彰	株式会社ＣＥホールディングス　取締役会長 株式会社シーエスアイ　代表取締役社長 株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　取締役
取締役	杉本　恵昭	株式会社ＣＥホールディングス　代表取締役社長 株式会社シーエスアイ　代表取締役会長 株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　取締役
取締役	松木　大輔	松木法律事務所
常勤監査役	小林　康修	
監査役	髙尾　広明	
監査役	岡田　務	

（注）１．取締役赤塚彰氏、杉本恵昭氏及び松木大輔氏は社外取締役であります。
２．監査役小林康修氏、髙尾広明氏及び岡田務氏は社外監査役であります。
３．監査役小林康修氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員として届け出ております。
４．監査役小林康修氏は、IT業界での監査役経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役髙尾広明氏は、長年にわたる財務会計の業務から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役岡田務氏は、長年の経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
秦野元秀	平成28年９月30日	取締役　コーポレート部長 兼 財務経理部長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役	5人	102,120千円（うち社外取締役１人 1,800千円）
監査役	3人	10,200千円（うち社外監査役３人 10,200千円）
合計	8人	112,320千円（うち社外役員４人 12,000千円）

（注）報酬等の総額には役員賞与引当金の繰入額44,700千円を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	赤塚彰	当期開催の取締役会19回のうち19回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	杉本惠昭	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松木大輔	平成28年６月の就任後開催された取締役会14回のうち14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	小林康修	当期開催の取締役会19回のうち19回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	髙尾広明	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適宜行っております。
監査役	岡田務	当期開催の取締役会19回のうち19回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適宜行っております。

（注）１．当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

2．重要な兼職先と当社との関係

① 取締役　赤塚彰

株式会社ＣＥホールディングスは当社の大株主であり、同社と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。

当社と株式会社シーエスアイとの間には営業取引関係があります。

株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕは当社の関連会社であり、同社と当社との間には経常的な営業取引関係があります。

② 取締役　杉本惠昭

株式会社ＣＥホールディングスは当社の大株主であり、同社と当社との間で資本業務提携契約を締結しております。

当社と株式会社シーエスアイとの間には営業取引関係があります。

株式会社Ｍｏｃｏｓｕｋｕは当社の関連会社であり、同社と当社との間には経常的な営業取引関係があります。

③ 取締役　松木大輔

当社と松木法律事務所との間には特別な取引関係はありません。

5．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　13,000千円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は新日本有限責任監査法人に対して会計事項に関する支援業務等に対して1,500千円支払っております。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

⑸　会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

①　処分の対象者

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

②　処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止３月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

③　処分の理由

・新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、７名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6．会社の体制及び方針

⑴　職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

ロ．取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ．コンプライアンスの状況は、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ．代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレート部を窓口として定め、適切に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「情報管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し定期的に見直すものとする。

ロ．リスク情報等については取締役会、経営会議、CR委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレート部が行うものとする。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のCR委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

ニ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は月に１回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

ロ．取締役は代表取締役社長の指示のもと、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また経営会議にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　業務の適正を確保するための体制

イ．取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。

ロ．監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

ロ．取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

ロ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等より専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

ロ．コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①　経営及び業務執行の健全かつ適正な運営の強化のため、常勤役員で構成される経営会議、部長職、監査役及び内部監査室長で構成される部長連絡会、社長、管理担当取締役、監査役、内部監査室長で構成されるコンプライアンス・リスク管理委員会等を定期的に開催し、リスク状況の把握と早期是正を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告することでリスク及びコンプライアンス違反等の事象と対策の状況を経営と共有しております。

②　匿名性が担保された内部通報窓口を設置し、それを全社員に周知することでリスク及びコンプライアンス違反等の情報収集体制を整備しております。

③　取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成、管理され、稟議書等の重要な文書も適切に管理しております。

④　財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を実施いたしました。

⑤　監査役、内部監査室長、会計監査人は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

⑥　反社会勢力排除に関する取り組みとしては、新規取引先との商談前に企業調査を実施するとともに、契約書に反社会勢力排除条項の記載を必須としているほか、弁護士、警察等外部専門機関との情報交換を継続的に実施しております。

⑶　株式会社の支配に関する基本方針

特筆すべき事項はありません。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当、中間配当の年２回を基本的な方針としております。期末配当の決定機関は株主総会でありますが、中間配当に関しては「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態ならびにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

上記基本方針に基づき、当事業年度においても昨年に引き続き、株主への積極的な利益還元策として定時株主総会での承認を前提に、配当を実施することといたします。当事業年度の期末配当につきましては、基本方針のもと、１株当たり10円00銭としております。中間配当（１株当たり10円00銭）と合わせ、年間配当額は１株当たり20円00銭となります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,639,769**	**流動負債**	**508,532**
現金及び預金	2,152,049	買掛金	65,060
売掛金	436,068	1年内返済予定の長期借入金	80,000
原材料及び貯蔵品	76	未払金	123,080
前払費用	20,262	未払費用	9,402
繰延税金資産	31,810	未払法人税等	120,873
その他	34	未払消費税等	15,928
貸倒引当金	△532	前受金	11,549
固定資産	**346,225**	預り金	12,756
有形固定資産	**46,681**	前受収益	1,553
建物	16,917	賞与引当金	23,627
工具、器具及び備品	29,763	役員賞与引当金	44,700
無形固定資産	**148,238**	**固定負債**	**90,475**
ソフトウエア	145,046	長期借入金	80,000
ソフトウエア仮勘定	3,191	資産除去債務	10,475
投資その他の資産	**151,306**	**負債合計**	**599,007**
関係会社株式	49,000	純資産の部	
差入保証金	96,718	**株主資本**	**2,386,987**
長期前払費用	281	**資本金**	**291,956**
繰延税金資産	5,306	**資本剰余金**	**298,733**
資産合計	**2,985,995**	資本準備金	291,956
		その他資本剰余金	6,777
		利益剰余金	**2,573,188**
		その他利益剰余金	2,573,188
		繰越利益剰余金	2,573,188
		自己株式	**△776,890**
		純資産合計	**2,386,987**
		負債及び純資産合計	**2,985,995**

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,911,048**
売上原価		**929,208**
売上総利益		**1,981,840**
販売費及び一般管理費		**1,360,308**
営業利益		**621,532**
営業外収益		
受取利息	121	121
営業外費用		
支払利息	1,166	1,166
経常利益		**620,487**
税引前当期純利益		**620,487**
法人税、住民税及び事業税	199,974	
法人税等調整額	2,386	202,360
当期純利益		**418,127**

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
平成28年４月１日残高	291,956	291,956	6,177	298,133	2,262,287	2,262,287	△785,529	2,066,846	2,066,846
当期変動額									
剰余金の配当					△107,225	△107,225		△107,225	△107,225
当期純利益					418,127	418,127		418,127	418,127
自己株式の処分			600	600			8,639	9,240	9,240
当期変動額合計	－	－	600	600	310,901	310,901	8,639	320,141	320,141
平成29年３月31日残高	291,956	291,956	6,777	298,733	2,573,188	2,573,188	△776,890	2,386,987	2,386,987

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、建物の耐用年数は６～15年、工具、器具及び備品の耐用年数は４～８年であります。

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

②　無形固定資産

定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウエアについては、見込有効期間（２年以内）に基づく償却方法を採用し、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウエア開発プロジェクトに係る収益及び費用の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては完成基準を採用しております。

⑸ 消費税等の処理方法
税抜方式によっております。

2．会計方針の変更
（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
これによる損益に与える影響はありません。

3．追加情報
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

4．貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額　182,477千円

5．損益計算書に関する注記
該当事項はありません。

6．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,888,800	－	－	6,888,800
合計	6,888,800	－	－	6,888,800
自己株式				
普通株式	1,527,516	－	16,800	1,510,716
合計	1,527,516	－	16,800	1,510,716

（注）普通株式の自己株式の減少16,800株は、自己株式の処分によるものであります。

⑵　配当に関する事項

①　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月23日 定時株主総会	普通株式	53,612	10.00	平成28年３月31日	平成28年６月24日
平成28年11月８日 取締役会	普通株式	53,612	10.00	平成28年９月30日	平成28年12月５日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年６月27日 定時株主総会	普通株式	53,780	利益剰余金	10.00	平成29年 ３月31日	平成29年 ６月28日

⑶　当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式　193,600株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

① 流動資産	
賞与引当金	7,291千円
貸倒引当金	164千円
未払事業税	5,837千円
前受収益	479千円
経費否認額	18,037千円
計	31,810千円
② 固定資産	
資産除去債務	3,207千円
ソフトウエア除却損	3,510千円
計	6,717千円
繰延税金資産合計	38,527千円

（繰延税金負債）

固定負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,411千円
繰延税金負債合計	1,411千円
繰延税金資産（負債）の純額	37,116千円

8．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。また資金調達については、必要に応じて資金を銀行借入等により調達することとしております。一時的な余資につきましては主に定期預金等で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が小さく残高も少額なため為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。長期借入金は、自己株式の取得に係る資金調達であり、金利の変動リスクを回避するため固定金利により調達しております。営業債務である買掛金、未払金はすべてが１年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ａ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権について財務経理部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ｂ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権を保有しておりますが、取引規模が小さく残高も少額なため、ヘッジ取引等は行っておらず月次の残高を管理するにとどまっております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
①現金及び預金	2,152,049	2,152,049	－
②売掛金	436,068		
貸倒引当金	△532		
	435,536	435,536	－
資産計	2,587,585	2,587,585	－
①買掛金	65,060	65,060	－
②未払金	123,080	123,080	－
③未払法人税等	120,873	120,873	－
④長期借入金（１年内返済予定を含む）	160,000	160,358	358
負債計	469,014	469,373	358

注１　金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金（１年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注２　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（貸借対照表計上額49,000千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

9．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10．持分法損益等に関する注記

⑴　関連会社に対する投資等の金額	49,000千円
⑵　持分法を適用した場合の投資の金額	25,350千円
⑶　持分法を適用した場合の投資利益（△は損失）の金額	△271千円

11．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

12．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	443円84銭
⑵　１株当たり当期純利益金額	77円96銭

13．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

株式会社　駅探
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　毛利篤雄　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三木康弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社駅探の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月19日

株式会社駅探　監査役会

常勤社外監査役　小林康修　㊞

社外監査役　髙尾広明　㊞

社外監査役　岡田務　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し決定していく所存であります。中長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勘案し、当社の経営成績及び財政状態ならびにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、実施することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金10円00銭
　　配当金総額：53,780,840円
　　これにより、当期における配当金は中間配当金10円00銭を含め１株につき20円00銭となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年６月28日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	中村太郎（なかむらたろう） (昭和35年12月30日生)	昭和60年４月　㈱東芝入社 平成12年７月　同社　ｉバリュークリエーション社　戦略統括部　参事 平成15年４月　同社　ネットワークサービス＆コンテンツ事業統括ｉバリュークリエーション事業部業務企画部　グループ長 平成18年４月　同社　同事業部　企画・業務担当グループ長 平成18年10月　当社出向　代表取締役社長 平成19年11月　㈱東芝より転籍 当社　代表取締役社長（現任） 平成25年４月　当社　ヘルスケア事業開発室長 ㈱ＣＥリブケア（現 ㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ）　代表取締役社長（現任） 平成27年４月　当社　新規事業開発室長 平成28年12月　㈱ＣＥホールディングス取締役（現任） 平成29年４月　当社　HCビジネス部長（現任）	22,000株
2	大城敦之（おおきあつし） (昭和42年11月２日生)	平成２年４月　パイオニアLDC㈱入社 平成８年11月　同社　東京営業所　音楽販売グループリーダー 平成12年８月　ジェイフォン東京㈱（現 ソフトバンクモバイル㈱）入社 平成17年４月　ダイキサウンド㈱入社　企画部課長 平成18年９月　同社　メディア営業部長 平成20年５月　当社入社　ASP・ライセンスビジネス部配属 平成20年６月　当社　ASP・ライセンスビジネス部　営業グループ長 平成20年10月　当社　ASP・ライセンスビジネス部長 平成22年６月　当社　取締役 平成24年４月　当社　コンテンツビジネス部長（現任） 平成26年４月　当社　事業管理室長 平成26年６月　当社　常務取締役（現任） 平成29年４月　当社　事業準備室長（現任）	6,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	櫻井浩司（さくらい こうじ） (昭和42年５月24日生)	平成２年12月　㈱ソフィックス入社 平成21年８月　当社入社　エンジン・データ開発部　位置情報グループ 平成22年１月　当社　エンジン・データ開発部　位置情報グループ長 平成22年６月　当社　エンジン・データ開発部長（現任） 平成27年６月　当社　執行役員 平成28年４月　当社　オペレーションサポート部長 平成28年６月　当社　取締役（現任）	－
4	赤塚彰（あかつか あきら） (昭和23年10月28日生)	昭和44年４月　日本電気㈱入社 平成７年７月　同社　インテリジェントシステムサービス本部デスクトップサービス部長 平成10年12月　同社　医療システム事業部販売促進部長 平成12年４月　同社　医療ソリューション事業部事業推進部長 平成16年４月　同社　医療ソリューション事業部医療システムシニアエキスパート　兼　e-Japan戦略推進部 平成18年８月　同社　医療ソリューション事業部医療システムシニアエキスパート　兼　新IT戦略推進本部 平成18年12月　㈱シーエスアイ（現 ㈱ＣＥホールディングス）代表取締役社長 平成22年12月　同社　代表取締役会長 平成24年６月　当社　社外取締役（現任） 平成24年12月　㈱シーエスアイ（現 ㈱ＣＥホールディングス）取締役会長（現任） 平成25年４月　㈱シーエスアイ　取締役会長 平成27年３月　㈱エムシーエス　取締役（現任） 平成27年10月　㈱Ｍｏｃｏｓｕｋｕ　取締役（現任） 平成28年12月　㈱シーエスアイ　代表取締役社長（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	松木大輔（まつきだいすけ） (昭和52年12月23日生)	平成17年10月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 角家・江木法律事務所入所 平成23年６月　地盤ネットホールディングス㈱　社外監査役（現任） 平成24年４月　松木法律事務所開設 平成28年６月　当社　社外取締役（現任） 平成29年１月　㈱グッドコムアセット　社外取締役（現任）	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．赤塚彰氏及び松木大輔氏は社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由について
赤塚彰氏につきましては、㈱ＣＥホールディングスとの業務提携を深めるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
松木大輔氏につきましては、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地ならびに、より独立した立場から経営に助言いただくことを目的に社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．赤塚彰氏及び松木大輔氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ５年、１年となります。
５．取締役との責任限定契約について
当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。赤塚彰氏及び松木大輔氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役髙尾広明氏が辞任されますので、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
竹谷敬治（たけたにけいじ） （昭和31年７月８日生）	昭和55年４月　ソニー㈱入社 平成13年５月　同社　グローバル情報システムセンター管理部　部長 平成15年４月　同社　本社ビル開発プロジェクト室　部長 平成18年４月　同社　ＣＩＣＲ推進室（内部統制主幹）　部長 平成22年６月　ソニーセミコンダクタ㈱　常勤監査役 平成27年９月　ソニー㈱　リスク＆コントロール部　シニアアドバイザー 平成28年６月　㈱トプコン　社外監査役（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．竹谷敬治氏は社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者の選任理由について

竹谷敬治氏につきましては、他の会社で監査役としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。竹谷敬治氏が監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
鈴木（すずき）　俊（さとし） （昭和51年12月22日生）	平成19年９月　弁護士登録（東京弁護士会所属） 弁護士法人古田＆アソシエイツ法律事務所（現 弁護士法人クレア法律事務所）入所 平成27年１月　同法律事務所　パートナー弁護士 平成27年９月　㈱クオカプランニング　社外監査役（現任） 平成27年12月　エクシード法律事務所　代表弁護士（現任） 平成28年１月　特定非営利法人タイガーマスク基金　理事（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．鈴木俊氏は補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠社外監査役候補者の選任理由について

鈴木俊氏につきましては、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の監査に役立てていただくことを目的に、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、当該賠償責任を法令で定める責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。鈴木俊氏が監査役に就任した場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会　会場ご案内図

会　　場　東京都港区新橋一丁目２番６号
第一ホテル東京　４階「プリマヴェーラⅡ」

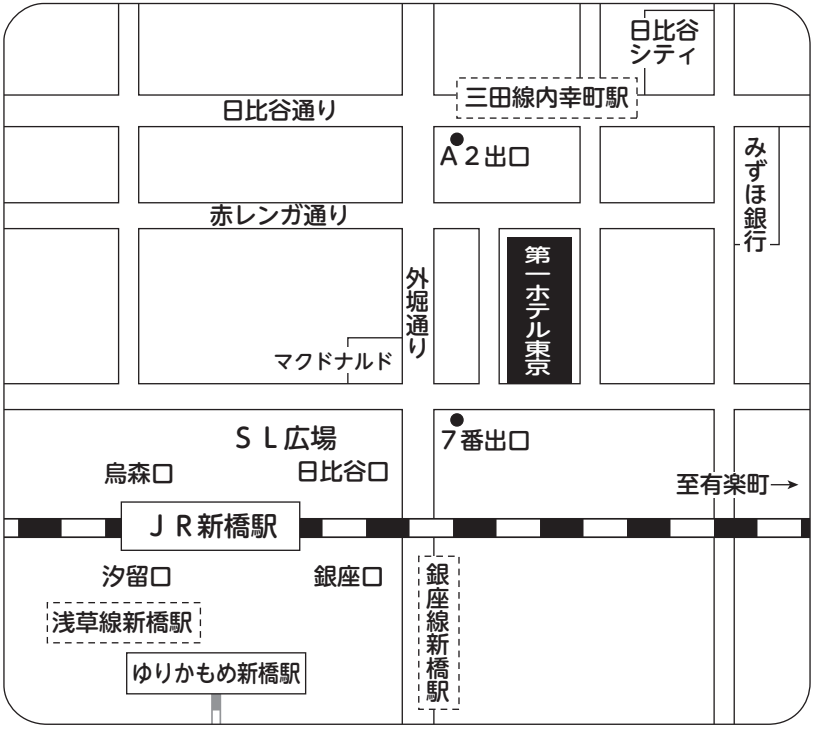

〈交通〉

・ＪＲ線・東京メトロ銀座線	新橋駅より	徒歩２分
・都営地下鉄浅草線	新橋駅より	徒歩５分
・都営地下鉄三田線	内幸町駅より	徒歩３分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。